

倉敷市立 連島南 中学校 いじめ問題対策基本方針

令和2年4月 策定

いじめに関する現状と課題

生徒の大半が隣接する小学校からの入学であるため、人間関係の幅を広げる機会が少ない反面、気心の知れた仲間が多く、男女間の関係も良好である。しかし、それがゆえに他者に配慮のない言動がみられ、相手の身体や心を傷つけてしまうことがある。また、スマートフォンの普及による他校生徒との交遊関係の拡大やLINE等のトラブルが増加の一途をたどっており、生徒のネット利用の実態を十分に把握しきれていない現状にある。さらに本年度は特に、新型コロナウィルス感染症に関する偏見や差別によって生じるいじめも想定する必要がある。

いじめのない学校づくりのため、学校生活における生徒の日常の些細な兆候を逃さないように、学級担任のみならず、複数の視点で生徒に関わるよう配慮しなければならない。その際に、他の校務分掌とも連携して積極的な取り組みを行う必要がある。そして、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた教職員研修の充実も課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- (1) いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を実施し、誰もが活躍できる行事及び機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進する。
- (2) (1)の達成のため、生徒自らによる全校集会を実施して委員会活動を活発に動かし、いじめのアンケートと教育相談週間の実施に相補関係をもたらせる。また、教職員全体で道徳教育の充実を図り、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性の育成に精励する。
- (3) いじめへの対処については、被害生徒の立場に立ちつつ、加害生徒及び周辺生徒からの事実関係の客観的な把握に早急に努める。このため、教職員が連携して組織的な対応を行うための体制を整備し、事案に応じて関係機関との連携を図る。
- (4) (3)以後も、被害及び加害生徒への継続的な観察経過を行い、家庭と連携して情報等の共有を行う。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(以下、SSWという)等の専門家の助言や協力を効果的に活用する。

保護者・地域との連携

- (1) 学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、夏季ふれあい懇談会等を活用した意見交換や協議の場を設定して取組の改善に努める。
また、学校だよりや学年だより、地域広報誌「かわら版」、インターネット上のホームページを通じ、通信機器の正しい使い方等の啓発活動やいじめ問題に対する学校の具体的な取組等についても同様に活用する。
- (2) スクールカウンセラーや不登校支援員との情報交換会を定期的にもち、広報誌「ふれあいタイム」を発行して、保護者や生徒へのいじめ問題等をはじめとする各種相談窓口への利用促進と相談体制の充実に努める。
- (3) 生徒と保護者及び地域住民とが連携した体験活動(人間関係づくり)である「ふれあいクリーン作戦」や「ふれあい体験学習」を重視し、PTAや地域住民が学校と一緒に生徒理解に努め、いじめ問題への未然防止と早期発見に繋げる。

学 校

いじめ対策委員会

【対策委員会の役割】
いじめに関する校内研修の計画・実施、いじめの実態調査の実施・分析・活用、いじめ被害の生徒及び保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア、いじめ加害生徒に対する組織的・継続的な観察と指導、重大事態における関係諸機関への通報及び相談等

【対策委員会の開催時期】

年6回開催

【対策委員会の内容の教職員への伝達】

職員会議で全教職員に周知、緊急の場合は職員朝礼もしくは緊急職員会議で伝達

【構成メンバー】

原則として、校長、教頭、生徒指導主事及び各学年主任・生徒指導担当、養護教諭、教師カウンセラーで構成。事案によって、関係教職員、スクールカウンセラー、SSW、PTA会長等がこれに参画

全 教 職 員

関係機関との連携

【連携機関名Ⅰ】

岡山県教育委員会、倉敷市教育委員会
<連携の内容>

- ①ネットパトロール事業による監視
- ②SSW等による保護者及び生徒支援のための専門スタッフの派遣

<学校側の窓口>

生徒指導主事

【連携機関名Ⅱ】

倉敷児童相談所

<連携の内容>

保護者及び生徒への調査・相談、情報の共有等を含む後方支援

<学校側の窓口>

生徒指導主事、教師カウンセラー

【連携機関名Ⅲ】

岡山県警水島警察署生活安全課

学校警察連絡室

<連携の内容>

- ①非行防止・薬物乱用教室等の実施
- ②定期的な情報交換や連絡会議の実施

<学校側の窓口>

生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	【教職員研修】 生徒指導研修(倉敷教育センター)等の講座や関係する研究大会(岡山県中学校教育研究会生徒指導部会)等に参加した教員が中心となり、研修会等で学んだ内容を学校全体で共有するとともに、いじめの認識や防止及び対処についての教職員の共通理解と指導力の向上に努める。
	【生徒会活動】 生徒会と各種専門委員会を主体に全校集会(「連南サミット」という)を実施し、学校や学級の抱える実態や課題及び改善について生徒「自ら」が考える機会を設けて自己有用感の育成を図り、いじめを許さない集団づくりと意識の醸成を推進する。
	【居場所づくり】 学級経営や道徳の授業の研究及び実践に励み、信頼ある人間関係を構築する能力の素地を養い、生徒の豊かな感性と人権尊重の教育の充実を図る。
	【情報モラル教育】 スマートフォンをはじめとする情報通信機器のトラブル等についての啓発及び確認の授業を、非行防止教室の内容と関連付けて全学年で行う。
② 早期発見	【実態把握】 年4回のいじめのアンケートと教育相談週間を実施して相補性をもたせ、生徒の生活の実態を把握し、いじめの早期発見を図る。
	【相談体制の確立】 教育相談週間以外にも生徒が気軽に相談できるように、教職員と生徒の信頼関係の構築に努め、生徒の側(そば)に立つ指導体制づくりに努める。
	【情報共有】 生徒の些細な変化と兆候、いじめ行為があった場合には、教職員間において報告・連絡・相談・確認を密にし、早急に情報の共有化を図る。
	【家庭への啓発】 積極的ないじめ認知に繋がるようなパンフレットを作成・配布して、家庭におけるいじめの対応に関する啓発を実施する。
③ いじめへの対処	【いじめの有無の確認】 生徒や保護者等からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴するとともに、正確かつ迅速な事実関係の把握に努める。
	【いじめへの組織的対応の検討】 いじめへの組織的な対応を検討するため、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みます、「いじめ対策委員会」を開催して指導・支援体制を組む。
	【いじめられた生徒への支援】 いじめられている生徒を共感的に理解し、安全・安心を確保するとともに、当該生徒を全力で守り抜くという立場で継続的な支援に努める。
	【いじめた生徒への指導】 いじめは決して許されない行為であることを毅然とした態度で指導し、当該生徒がそのような行為に至った背景や環境及び内面を理解しつつ、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。また、関係集団への指導も併せて教職員一丸で指導を徹底する。